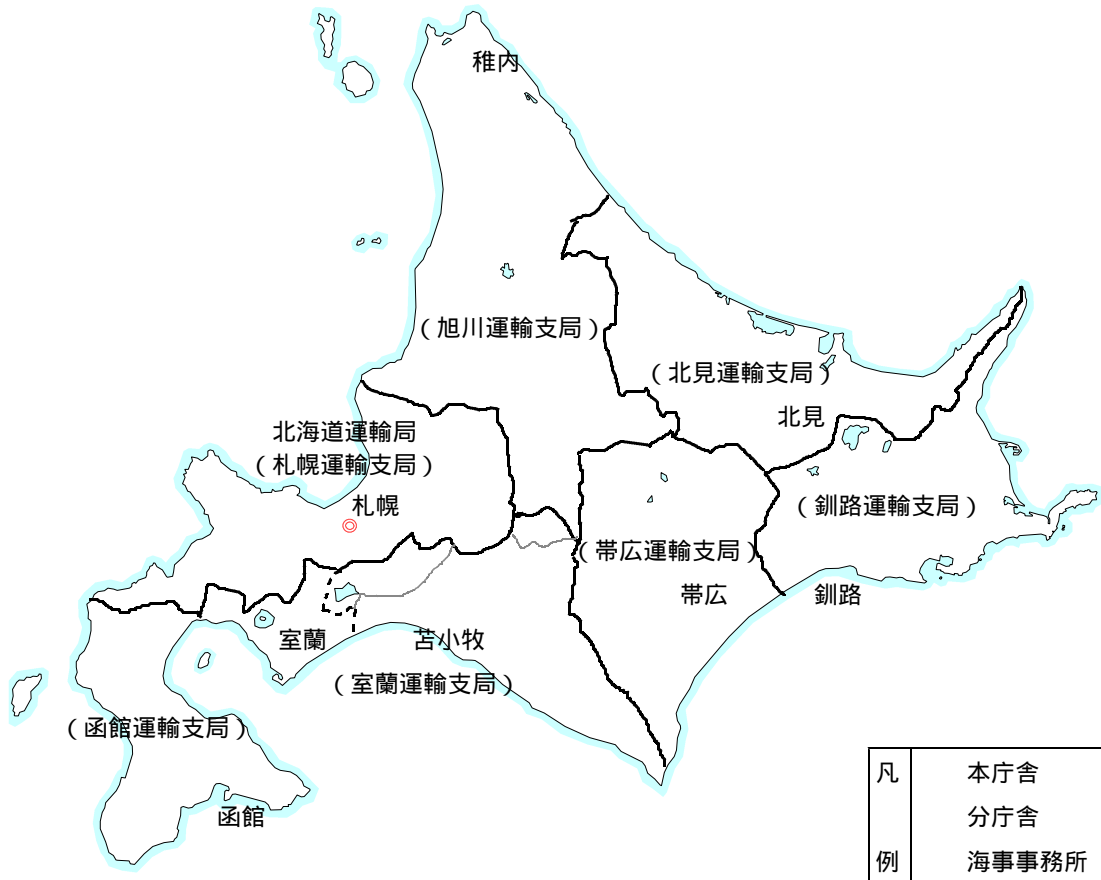


運輸支局等管轄区域図

2. 一般海事業務の管轄区域図



地方運輸局組織規則（平成十四年六月二十四日国土交通省令第七十三号）より抜粋

（所掌事務）

百二十二条 運輸支局は、地方運輸局の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

二十七 水上運送及び水上運送事業の発達、改善及び調整に関すること。

二十八 港湾運送及び港湾運送事業の発達、改善及び調整に関すること。

二十九 外国船舶に係るタンカー油濁損害賠償保障契約及び一般船舶油濁損害賠償等保障契約に関する検査（外国船舶のうち特に重要なものに係るものを除く。）に関すること。

三十 海事代理士に関すること。

三十一 海事思想の普及及び宣伝に関すること。

三十四 造船に関する事業の発達、改善及び調整に関すること。

三十五 船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造、修繕、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。

三十六 モーターボート競走に関すること。

三十九 船員の教育及び養成、海技士及び小型船舶操縦士の免許、船舶職員及び小型船舶操縦者の資格及び定員並びに水先に関すること。

四十一 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき地方運輸局に属させられた事務。